# ほっ得定額契約条項

第1条（この契約の趣旨）

1.大阪ガス株式会社（以下「乙」といいます）は、申込者（以下「甲」といいます）指定の物件を甲に貸与し、甲はこれを借り受けます。

2.乙は、物件が正常に稼動するよう第7条に定める故障修理を申込書記載の取扱店（以下「取扱店」といいます）に行わせます。

3.乙はこの契約の締結及び関連する諸手続、物件の搬入及び設置作業、故障修理等を取扱店等に委託することができるものとします。

4.この契約は、乙が所定の手続をもって承諾し、乙は甲にその旨を通知するものとします。

第2条（サービス対象機器）

1.本サービスの対象機器は、申込書に記載された熱源機（給湯器をいいます。以下同じ。）とします。なお、サービス対象機器に付属するコントローラ等（当社の定めるものに限ります。）は、サービス対象機器に含むものといたします。

2.サービス対象機器は、乙製または乙が指定する製造者製に限るものといたします。

3.サービス対象機器に関するケーブル・コード・コネクター類、各種フィルター類（メーカーが消耗品として扱わないものは除きます。）、ドレンホース類、各種電池類、定期交換部品、外装部品、循環アダプター、配管類、設置・施工などの部材類、テレビリモコン等の別売・オプション類は、本サービスの対象外といたします。（ただし、保証対象内修理に伴う交換部品が上記部品と一体型の場合は本サービスの対象といたします。）

第3条（物件の搬入及び設置工事）

1.甲は、甲指定の設置場所（以下「設置場所」といいます）において物件の搬入及び設置が完了したときは、直ちに次の各号（以下「物件の品質等」といいます）について検査を行うものとします。①甲が指定した品名、型式及び数量の通り相違ないこと。②施工上の不具合がないこと。③物件が正常に稼動すること。

2.甲は前項の検査の結果、物件の品質等が全てこの契約の内容に適合していることを確認したときは、直ちに乙所定の設置完了確認書を乙に交付するものとし、乙から甲への物件の引渡しは設置完了確認書の交付をもって完了するものとします。なお、物件の品質等がこの契約の内容に適合していない（以下「物件の品質等の不適合」といいます）ときは、甲は乙との間でこれを解決した後、設置完了確認書を交付するものとします。

3.甲が正当な理由がないのに物件の搬入や設置を拒み、又は物件の品質等の不適合がないにもかかわらず設置完了確認書を交付しない場合、乙はこの契約を解除することができます。この場合、甲は乙に対し、第10条第2項第4号に準じて算出した解約金を支払うものとします。

第4条（物件の所有権等）

1.本サービスの対象機器は大阪ガスファイナンス株式会社に所有権が帰属します。

2.乙は、物件が本サービスの対象商品である旨の標識を物件に貼付することができるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に当該標識を貼付するものとします。甲は、期間中、物件に貼付された当該標識を維持するものとします。

3.甲は乙が所有権者である大阪ガスファイナンス株式会社に対して、物件の設置場所、使用状況、契約の状態等、物件に関する情報を提供することについて予め同意するものとします。

第5条（物件の使用）

1.甲は、物件の引渡完了後契約が終了するまでの間、設置場所において物件を使用することができます。

2.甲は、法令等を遵守し善良なる管理者の注意をもって、物件を家庭用途のために通常の用法に従って使用及び保管するものとし、乙の書面による事前の承諾を得ない限り、次の行為をしてはならないものとします。①物件の改造、加工等、原状を変更する行為。②第三者への譲渡、担保設定等、物件の所有権を侵害する行為。③第三者への転貸。④物件の占有の移転。又は設置場所からの移設。⑤この契約に基づく甲の権利又は地位を第三者に譲渡すること。

3.第三者が物件について権利を主張し、保全処分又は強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約に関する書面等を提示し、物件が賃借物であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。

4.転宅などに伴い、当サービスが不要となった場合、甲は乙にその旨を報告するものとします。

第6条（料金）

1.甲は乙に対し申込書記載の「料金等」に記載の条件にしたがって、料金を支払います。

2.①甲は、乙がこの契約に係る料金債権、その他の債権を大阪ガスファイナンスへ譲渡することをあらかじめ承諾します。この場合において、乙及び大阪ガスファイナンスは、この契約に係る料金債権の譲渡について甲への譲渡通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。②甲は、乙が前項の規定に基づき大阪ガスファイナンス株式会社へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び契約者識別番号等の情報並びに金融機関の口座番号等の情報（大阪ガスファイナンス株式会社が料金を回収するために必要な情報であって、乙が別に定めるものに限ります。）を乙が大阪ガスファイナンス株式会社へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。③甲は、乙が第1項の規定に基づき大阪ガスファイナンス株式会社へ譲渡した債権に係る情報（大阪ガスファイナンス株式会社への支払状況に関するものであって、乙が定めるものに限ります。）を大阪ガスファイナンス株式会社が乙に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。④甲は、乙がこの契約に係る料金その他の料金について大阪ガスファイナンス株式会社に収納代行を委託する場合があることについてあらかじめ承認します。⑤第6条の規定は大阪ガスファイナンス株式会社が第1号の債権譲渡を受けて請求する場合、及び第4号によって収納代行する場合においても適用されます。

3.甲は、請求月の税率に基づいて計算した消費税等相当額を負担するものとし、消費税等額が増額された場合にはその増額分を負担するものとします。

4.甲の都合によって乙が支払金等の払戻しを要することとなり当該返金額が送金費用に満たない少額である場合、乙は当該払戻しを要しないものとします。

5.当サービスはいかなる場合であっても、料金の日割り計算は行わないものとします。

第7条（故障修理）

1.本サービス契約期間内に契約対象機器が故障した場合、乙は、契約者の依頼によりすみやかに技術者を派遣し、適切な故障修理を行います。この故障修理に要した基本料、技術料および部品代は、月額料金に含まれるものといたします。

2.前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内であっても前項の故障修理の対象とはならないものといたします。なお、機器の状態によって、契約者の依頼に基づき、有償にて修理を行い、または修理の仲介を行う場合があります。①本契約の成立後、当社が別途交付する「ご契約内容のお知らせ」（以下「登録証」といいます。）の提示がない場合②実際と異なる内容で申し込みを行った場合③直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた故障・不具合または損傷の場合⑴戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）⑵契約対象機器の自然の消耗、かび、むれ、塩害等による腐敗・さび、変質、変色、その他類似の事由⑶契約対象機器の年月日、時刻管理に関連する部品の故障・不具合に起因する契約対象機器の故障・不具合または損傷⑷取扱説明書の記載に反する使用等、契約者の契約対象機器の不適正な使用または不適切な維持・管理⑸当社の了解なしに契約対象機器を変更、改造、調整したことによる故障・不具合または損傷⑹当社または当社の指定する者以外の業者が修理したことによる故障・不具合または損傷⑺核燃料物質（使用済核燃料を含みます。以下同じ。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故⑻火災、地震、水害、落雷、塩害、風害、虫、その他天災地変ならびに公害やその他の外部要因による故障・不具合または損傷⑼破裂、爆発、または外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊、水濡れ、契約対象機器の落下等の偶然かつ外来の事由⑽消耗品により生じた故障・不具合または損傷⑾契約対象機器の設置不良に起因する故障・不具合または損傷⑿メーカー指定外の燃料、使用電源（電圧）の使用による故障・不具合または損傷④契約対象機器のメーカーがリコールを行う場合または取替えを認めた場合もしくは無償で修理を行う場合⑤契約対象機器故障時に一時貸出した製品に生じた故障・不具合または損傷⑥熱量変更に伴う改造・調整にかかる費用⑦本サービス以外の他の保証において修理の対象となる故障・不具合または損傷⑧契約対象機器の調整または清掃（当社が故障修理に必要と判断した調整または清掃作業は除く。）に係る費用⑨契約対象機器の修理が本保証の対象外と判明した場合で、それに関する費用⑩業務用に使用された場合または一般家庭用電源以外（例えば業務用の長時間使用、車両・船舶への搭載など）に使用された場合の故障・不具合または損傷⑪本サービスの対象外の製品、部品、配管類等に起因する故障・不具合または損傷⑫その他老朽劣化、補修部品の保有期限超過後の欠品等、当社の責に帰さない事由による修理不可能な故障

第8条(料金の遅延)

甲が3ヶ月分以上の料金の支払を怠り、乙から書面による催告を受けたにもかかわらずその支払いをしない場合、乙はこの契約を解除し甲に対し物件の返還を求めることができるものとします。（乙が大阪ガスファイナンス株式会社へ譲渡した債権の未払いおよび、乙が大阪ガスファイナンス株式会社へ収納代行を委託した場合の未払いを含む）なお、本条により乙がこの契約を解除し甲が物件を返還した場合の解約金は第10条第2項第4号の規定を準用するものとし、甲は直ちに乙に対して規定の解約金を支払うものとします。

第9条（同一機器の使用期間およびプラン変更）

同一機器の使用期間が一定期間（約15年）経過した際に、機器の更新のご案内を行います。当機器更新までの期間は、原則として、同一の機器を使用継続いただきます。

第10条（中途解約）

1.乙の責めに帰すべき事由により、物件を使用できなくなり又は故障修理を受けることができなくなった場合、甲は、この契約をいつでも解除することができます。甲が解除した場合、乙は、乙の費用負担において物件を引き取ります。

2.甲は、前項によらないでこの契約の中途解約を希望する場合、次の各号に定めに従って、中途解約を行うことができます。①解約の申入れは、書面その他乙所定の方法によります。②乙が解約の申入れを承諾した場合、甲は乙指定の場所に甲の負担で物件を返還するものとします。なお、甲は乙にその作業を有償で委託することができるものとします。③解約日は、物件取外業者から書面をもって取外しが完了した旨の報告を受けた日とします。④甲は乙に対して、下表のとおり解約日に応じて下記の解約金を支払います。

■解約金について

| 契約開始日翌月1日からの経過日数 | 解約金（非課税） |
|---|---|
| 0～36ヶ月未満 | 3万円 |
| 36ヶ月目～ | 0円 |

⑤乙に対して次の未払金等がある場合、甲は乙指定の期日までに当該未払金を支払うものとします。⑴解約日が属する月までの未払料金（解約日が月のいずれかの日であっても日割による清算は行いません。）⑵物件返還費用を乙が立替えた場合の当該立替払金

第11条（買取解約）

1.甲は、本サービスの対象商品について、乙の指定する手続きに従って、買取りを行うことができます。買取金は下記と定めます。

2.買取契約（売買契約）は買取金が支払われたことを乙が認知した日をもって成立するものとし、同日を解約日とします。

3.甲は、第5条第2項の規定に違反し、乙の事前の承諾なく第三者に占有を移転し又は物件に係る権利を移転した場合は、当該事実を乙が知った日をもって、この契約は解約となり、買取りお申し出日を解約日とし、第1項と同様の方法によって計算された買取金をもって、乙から物件を買取るものとします。なお、この場合、乙は物件の品質等の不適合に関する責任は負わないものとし、乙又は大阪ガスファイナンス株式会社が物件に関して、第三者から損害賠償を請求される等の損害を被った場合は、その損害額について甲が負担するものとします。

4.解約後は、物件の所有権は、買取解約日をもって大阪ガスファイナンス株式会社からお客さまに直接移管されるものとし、甲は物件が設置場所に現状有姿にて引渡されること、移管後の物件の品質などに不適合があった場合において大阪ガスファイナンス株式会社はその責任を負わないことにご承諾いただきます。

第12条（再契約およびプラン変更）

甲は本サービスを解約した場合、原則再契約することはできないものとします。ただし、プランの変更に伴う再契約の場合は、機器設置または直近の機器更新の遅い方から起算してお支払期間が36か月以上の場合に限り、一度のみ行うことができるものとします。

第13条（物件の返還・精算）

1.甲による未払い、契約違反等によりこの契約の解除を乙が行う場合、甲は直ちに甲の負担で物件を乙の指定する場所に返還します。なお、契約解除に伴う解約金については、第10条2項4号の規定を準用するものとし、甲は直ちに乙に対して規定の解約金を支払うものとします。

2.甲が前項に定める物件の返還を遅延し、乙から催告を受けたときは、甲は返還完了までの間、遅延月数に応じて料金相当額の損害金を乙に支払うものとします。

3.甲が物件の返還を遅延した場合、乙又は乙の指定する者により行われる物件の引揚げについて、甲はこれに協力するものとします。

第14条（不担保事項）

1.乙は、乙に本サービスに関する過失があることにより生じたものを除き、対象機器の故障発生等に伴って契約者・使用者または第三者に発生した身体または対象機器以外の財産の損害、営業上の損害等の二次被害に対する賠償責任を負わないものといたします。また、乙は、本サービスによって、対象機器の品質、安全性についてなんら保証するものではありません。なお、一時的に機器使用いただけない期間が生じた場合でも、月額料金の請求は継続します。

2.乙は、甲の責めに帰すべき事由により本サービスを解除した場合には、甲に損害が生じた場合も、当該損害の賠償責任を負わないものといたします。

第15条（反社会的勢力の排除）

1.甲は、甲が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。①暴力団、②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標ぼうゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧本項①～⑦の共生者、⑨その他本項①～⑧に準ずるもの

2.甲は、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為、⑤その他本項①～④に準ずる行為

3.甲が前二項のいずれかに該当し又は前二項に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、乙は第13条の定めに準じて契約を解除し、物件の返還及び損害賠償金の支払いを求めることができるものとします。

第16条（合意管轄）

甲は、この契約について紛争が生じた場合、乙の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに同意します。

第17条（通知）

乙は、本サービスに関する甲への通知を乙のウェブサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する通知に代えることができるものとします。この場合、乙が当該通知内容を乙のウェブサイト上に掲載した時点をもって、ご契約者さまに対して、当該通知がなされたものとみなします。

第18条（規約の変更）

契約条項およびその他の諸規定は、必要に応じて追加、変更、廃止等の改定を行います。この場合、乙は、改定日の一ヶ月前に、第17条に従い、当該改定の内容を甲に通知するものとします。甲は、通知された改定内容に同意いただけない場合、乙に申し出ることで本サービスを解約することができます。

[買取金一覧]

| プラン名 | 直近の機器設置月または機器更新月から買取お申し出までの期間 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 0～23か月 | 24～47か月 | 48～71か月 | 72～95か月 | 96～119か月 | 120か月～ |
| お手頃コース（従来タイプ） | 144,320円 | 120,560円 | 96,800円 | 73,040円 | 49,280円 | 3,300円 |
| お手頃コース（省エネタイプ） | 161,040円 | 126,720円 | 92,400円 | 58,080円 | 23,760円 | 3,300円 |
| 標準コース（従来タイプ） | 181,500円 | 141,900円 | 102,300円 | 62,700円 | 23,100円 | 3,300円 |
| 標準コース（省エネタイプ） | 233,420円 | 183,260円 | 133,100円 | 82,940円 | 32,780円 | 3,300円 |

※上記金額は消費税率10%を含んだ金額です。請求日時点の消費税等率が適用されます。